

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月21日から同年6月1日まで

私は、平成14年5月21日からA社に継続して勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日の記録が同年6月1日になっている。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された出勤簿及び雇用保険の記録によれば、申立人は、平成14年5月21日から同社に継続して勤務していることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は「申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出するのが遅れたことにより、本来は、資格取得日を平成14年5月21日とすべきところ、同年6月1日として届け出たために起きてしまった事務処理の誤りであり、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除済みである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年6月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成14年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年2月1日）及び資格取得日（昭和49年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和46年7月に入社し、平成21年7月に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は入社以来、継続してA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社において昭和46年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年2月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、49年2月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A社の勤務証明書、同社が保管する人事記録及び雇用保険の記録によれば、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は「私は、申立期間とその前後もA社に勤務し、業務内容は変わらなかった。長女を出産した昭和50年*月*日の直前まで勤務し、出産後は産後休暇を取得したが、妊娠がわかった後も同社を退職する意思を会社に示したことは無い。」としている上、申立期間当時の同僚3名はいずれも、「申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していた。業務内容等も変更は無かった。」と証言しており、これらの同僚はいずれも、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月及び同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和49年2月1日から同年6月1日までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は昭和45年9月に区役所に婚姻届を提出した際、区役所の担当職員から国民健康保険や国民年金の加入は義務であるとの説明を受け、結婚の記念に国民年金の加入手続をし、その後国民年金保険料を集金人に支払っていた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たち夫婦は、昭和45年9月の結婚の記念に国民年金の加入手続をし、その後、国民年金保険料を集金人に支払っていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年10月に払い出されていることから、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は43か月と長期間である上、申立人は保険料を納付していたとする集金人の氏名等についての記憶が無いなど、当時の状況は確認できないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は昭和45年9月に区役所に婚姻届を提出した際、区役所の担当職員から国民健康保険や国民年金の加入は義務であるとの説明を受け、結婚の記念に国民年金の加入手続をし、その後国民年金保険料を集金人に支払っていた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たち夫婦は、昭和45年9月の結婚の記念に国民年金の加入手続をし、その後、国民年金保険料を集金人に支払っていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年10月に払い出されていることから、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は43か月と長期間である上、申立人は保険料を納付していたとする集金人の氏名等についての記憶が無いなど、当時の状況は確認できないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料確定申告書、家計簿等はなく、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から55年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は20歳になった昭和52年*月に夫の手續により国民年金に加入し、夫婦2人分の国民年金保険料を夫の銀行口座から定期的に納付しており、夫の保険料はすべて納付済となっているにもかかわらず私の申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫は「私は、妻(申立人)が20歳になった昭和52年*月に妻の国民年金の加入手続を行い、その後私の銀行口座から妻の保険料を定期的に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年3月に払い出されていることから、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳、家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人が保険料を納付していたとする金融機関における申立人の取引履歴は確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
(A事業所)
② 昭和 52 年 3 月 9 日から 55 年 10 月 1 日まで
(B事業所)

私は、申立期間①についてはA事業所で専務取締役として、申立期間②についてはB事業所で代表取締役として勤務していたが、社会保険事務所(当時)に私の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けた。

しかし、私は申立期間①及び②について厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日は昭和 54 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録における資格取得日と一致している。

また、申立期間①について、申立人は「私はA事業所の専務取締役として勤務していた。」と述べているが、同期間における同事業所の取締役は「当時、給与が支払われている専務取締役はおらず、代表取締役以外はすべて給与が支払われない非常勤役員であった。」と証言しており、他の取締役も「申立人は、申立期間①において非常勤役員であった。」と証言している。

さらに、申立期間①において、申立人の妻は国民年金の強制加入の被保険者となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B事業所の商業登記簿謄本及び従業員の証言から、申立人は、同事業所の代表取締役として勤務していたことは認められる。

B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳等の資料が無い上、同事業所における申立期間②当時の社会保険手続の担当者は死亡しているため聴取できず、申立人の当該期間における厚生年金保険の手続及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間②のうち、昭和52年3月9日から54年10月1日までの期間においては、申立人の妻は国民年金の強制加入の被保険者となることがオンライン記録により確認できることから、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが自然である。なお、申立人は54年10月1日から55年10月1日までA事業所において厚生年金保険に加入しているため、申立人の妻は任意加入として国民年金保険料を納付している。

さらに、B事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号も欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、B事業所の代表取締役として登記されていることが確認でき、同事業所の従業員が、申立人が事業主であった旨を証言していることから、仮に、申立期間②において、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 58 年 8 月まで

私は、昭和 54 年 6 月から 58 年 8 月まで配達員として A 事業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）から申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、同時入社と同僚には厚生年金保険の加入記録があり、当時厚生年金保険料が給与から引かれていたかどうかは覚えていないが、私も A 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人は A 事業所において昭和 55 年 12 月 11 日から 57 年 4 月 13 日まで同保険に加入していることが確認できる上、同事業所における複数の同僚は「期間は不明であるが、申立人と一緒に A 事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間の一部について同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 事業所本社の専務は「当社では社会保険の事務は、申立期間当時から現在まで本社で一括して処理しているが、営業所の配達員など職種によっては本人が希望しない限り厚生年金保険には加入させておらず、申立人は加入していなかったと思う。」と証言しており、申立人は「当時、厚生年金保険への加入を希望したかどうかは、よく覚えていない。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人が自身と同じ配達員であったと記憶している同僚 4 名のうち、1 名は、当該同僚が A 事業所に入社したと述べている昭和 54 年 6 月の 2 年 8 か月後に厚生年金保険資格を取得しているが、同月に喪失しており、3 名は、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、A 事業所本社が保管している申立期間を含む昭和 48 年から 60 年までの「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚

生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を調査したところ、当該通知書に申立人の氏名は無く、オンライン記録でも、申立期間及びその前後において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、勤務していた事業所を退職し昭和 52 年 5 月に同業の A 事業所に新たに採用された。同事業所で私は給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所における雇用保険の加入記録及び賃金台帳により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 事業所の社会保険事務担当者は「当社は昭和 52 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているので、同年 5 月及び 6 月分の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答しており、同事業所の賃金台帳によれば、申立人を含むすべての従業員について、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A 事業所は昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同事業所の賃金台帳に記載されている申立期間における申立人を含むすべての従業員は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。